
平成 14 年 第 4 回臨時会

上富良野町議会会議録

平成 14 年 11 月 22 日

上富良野町議会

目 次

第 1 号 (1 1 月 2 2 日)

○議 事 日 程	1
○出 席 議 員	1
○欠 席 議 員	1
○遅 参 議 員	1
○早 退 議 員	1
○地方自治法第 1 2 1 条による説明員の職氏名	1
○議会事務局出席職員	2
○開 会 宣 言・開 議 宣 告	3
○議会運営等諸般の報告	3
○日程第 1 会議録署名議員の指名の件	3
○日程第 2 会期決定の件	3
○日程第 3 議案第 1 号	3
○日程第 4 議案第 2 号	8
○日程第 5 議案第 3 号	9
○日程第 6 議案第 4 号	1 1
○閉 会 宣 告	1 4

平成14年第4回上富良野町議会臨時会付議事件一覧表

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
1	上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	11月22日	原案可決
2	企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	11月22日	原案可決
3	特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	11月22日	原案可決
4	山加川改修工事（H14 国債）請負契約締結の件	11月22日	原案可決

平成 1 4 年 第 4 回 臨時会

上富良野町議会会議録（第 1 号）

平成 1 4 年 1 1 月 2 2 日（金曜日）

○議事日程(第1号)

- 第 1 会議録署名議員の指名の件
第 2 会期決定の件 11月22日 1日間
第 3 議案第1号 上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
第 4 議案第2号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
第 5 議案第3号 特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
第 6 議案第4号 山加川改修工事(H14国債)請負契約締結の件
-

○出席議員(17名)

- | | | | |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番 | 中村有秀君 | 2番 | 中川一男君 |
| 3番 | 福塚賢一君 | 4番 | 笹木光広君 |
| 5番 | 吉武敏彦君 | 7番 | 石川洋次君 |
| 9番 | 岩崎治男君 | 10番 | 佐藤政幸君 |
| 11番 | 梨澤節三君 | 12番 | 米沢義英君 |
| 13番 | 長谷川徳行君 | 14番 | 徳島稔君 |
| 15番 | 村上和子君 | 16番 | 清水茂雄君 |
| 17番 | 小野忠君 | 18番 | 向山富夫君 |
| 20番 | 平田喜臣君 | | |
-

○欠席議員(3名)

- | | | | |
|-----|--------|----|-------|
| 6番 | 西村昭教君 | 8番 | 仲島康行君 |
| 19番 | 久保田英市君 | | |
-

○遅参議員(0名)

○早退議員(0名)

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

- | | | | |
|--------|-------|--------|-------|
| 町長 | 尾岸孝雄君 | 助役 | 植田耕一君 |
| 収入役 | 樋口康信君 | 総務課長 | 田浦孝道君 |
| 企画調整課長 | 中澤良隆君 | 道路河川課長 | 田中博君 |
| 上下水道課長 | 早川俊博君 | | |

○議会事務局出席職員

局 長 北 川 雅 一 君
係 長 北 川 徳 幸 君

次 長 菊 池 哲 雄 君

午前 10時00分 開会
(出席議員 17名)

開会宣告・開議宣告

議長(平田喜臣君) ご出席まことにご苦労に存じます。

ただ今の出席議員は17名であります。

これより平成14年第4回上富良野町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配布したとおりであります。

議会運営等諸般の報告

議長(平田喜臣君) 日程にはいるに先立ち議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

事務局長(北川雅一君) ご報告申し上げます。

今期臨時会は11月19日に告示され、同日、議案等の配布をいたしました。

今期臨時会の運営につき、10月31日に議会運営委員会を開き、会期日程等を審議いたしました。

その内容はお手元に配布したとおりであります。

今期臨時会に提出の案件は、町長からの提出の議案第1号ないし議案第4号の4件であります。

本臨時会の議案説明のため、町長以下関係者の出席を求め、別紙配布のとおり出席いたしております。

以上であります。

議長(平田喜臣君) 以上をもって議会運営等諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名の件

議長(平田喜臣君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

3番 福塚賢一君

4番 笹木光広君

を指名いたします。

日程第2 会期決定の件

議長(平田喜臣君) 日程第2 会期決定の件を議題といたします。お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の呼ぶ者あり)

議長(平田喜臣君) ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決しました。

日程第3 議案第1号

議長(平田喜臣君) 議案審議に入る前に理事者各位に申し上げます。議案の審議資料としての提出におきましては、十分内容を審査の上、遺漏なきよう努められることをお願いいたします。

それでは、日程第3 議案第1号上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務課長(田浦孝道君) ただいま上程されました議案第1号上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

本年の国家公務員の給与に関し、人事院が行った改定勧告の内容を初め、それに基づく各自治体における実施方針など総合的に考慮した結果、本町の職員の給与は国家公務員の給与改定内容に沿って改定をする必要があるとの判断から、本条例を提案した次第でございます。

先の人事院の給与改定勧告内容では、現下の厳しい諸情勢のもとで官民の給与水準を均衡させるためには、公務員の現行給与水準を引き下げる必要があるとの判断がされたところでございます。これは昭和23年の給与勧告制度創設以来初めての、給料表をすべてにおいて俸給月額を引き下げをするとともに配偶者にかかる扶養手当の引き下げ、またボーナスについては平成11年から連続引き下げとなり、公務員の年間給与水準においては4年連続で過去最大の引き下げとなっております。特に今回の給与引

き下げ改定にあたっては、不利益不遡及原則を踏まえ、本年4月時点に遡及させないが年間におきます官民の給与を均衡させる観点から12月の期末手当で所要の調整を行うこととされてございます。このような内容に沿って本町の職員給与の改定を行うための本議案につきましては、既にご高覧いただいておりますが、条文ごとにその要点を簡単にご説明してまいります。

改正条例の第1条では平成14年12月から適用させるための条文の改正となっております。その要点の1点目は扶養手当についてでございます。配偶者につきましては現行の16,000円から2,000円を引き下げ14,000円に、扶養親族のうち3人目からの額は現行の3,000円に2,000円を引き上げ5,000円に改めます。2点目は期末手当の額についてですが、年間の支給割合を現行の100分の470から100分の5を引き下げ100分の465とするために3月分を引き下げます。併せて次年度から3月支給分の完全廃止に向けた経過措置として一部の支給割合を12月に移行します。このことによりまして3月の支給割合は現行の100分の55から100分の35を引き下げまして100分の20とします。また12月の支給割合は現行の100分の155に100分の30を引き上げまして100分の185とします。3点目は一般の職員の期末手当の改定に合わせまして、再任用職員の内容についても改めます。その結果3月支給割合は100分の20に、12月支給割合は100分の95になります。4点目は昨年度の人事院勧告に併せまして支給することとされました特例一時金について本年度から廃止されましたので支給根拠既定となっております条例附則のすべてを削除いたします。5点目は別表第1で定めています行政職給料表及び別表第2で定めています看護職給料表については国の引き下げられました給料表の内容に沿って新たなものに改めます。次は第2条の内容に移りますが、国家公務員の内容に沿って平成15年度から摘要される内容に改めるために関係する規定の改正を行うものであります。まずその1点目は期末手当の3月支給分を廃止し、6月と12月に再配分し、合わせて期末手当と勤勉手当の支給割合を改定します。この結果6月の期末手当の現行支給割合

100分の145に100分の10引き上げて100分の155に、12月期末手当の現行支給割合については勤勉手当を移行する関係により現行の100分の185から100分の170に引き下げます。また、期末手当は3月支給分が廃止され、従来の年3回から年2回の支給になることにより、その間の在職期間に応じました割り落としの規定に改めるところでございます。2点目は一般の職員以外の再任用職員に支給する期末手当についても改めることとしております。その結果6月の支給割合は100分の85に、12月は100分の90にします。次3点目は勤勉手当の額についてであります。現行の6月及び12月の異なる支給割合を改め、いずれも100分の70とします。再任用職員については6月及び12月の支給割合は現行いずれも100分の30となっております。それを100分の35といたします。次に附則の第1項におきましては、ただいま申し上げましたように本年12月から適用するものと平成15年度から適用するものがございましてそれぞれに沿って施行期日を分けることとしております。附則第2項から第4項までは給料表が変わることにより、その最高号給を超える給料月額の切り替え方法をはじめ施行前の移動者の調整方法などを規定してございます。附則第5項では本年12月の期末手当の額に関する特例措置を定めてございます。内容としましては官民との年間給与においても実質的な均衡を図るため4月から11月いっぱいまでの間の給与差額相当額の不遡及部分を12月期末手当の額で調整した分の額を本年の12月期末手当の額といたすものでございます。附則第6項では平成15年6月に支給する期末手当に関する経過措置でございます。平成15年度以降の期末手当の支給にあたりましては、6ヶ月内の在職期間に応じまして額の割り落としをかけますが、制度の変わり目となることからこの時期に限り直前の3月期末手当の間は3カ月となることから改正前の内容に読み替えるものであります。附則第7項では規則への委任規定でございます。附則第8項及び第9項は職員の育児休業等に関する条例の改正手続きでございますが、育児休業者の期末手当に関する取扱いが本条例の内容に沿った取扱いとすることから併せまして関係部分を改正するものでございます。

以上が議案第1号の内容でございます。ご審議賜わりまして原案をお認め下さいますようお願い申し上げます。

議長（平田喜臣君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。12番米沢議員。

12番（米沢義英君） この給与の引き下げということで経済的にも、地域の経済にも大変な大きな影響を及ぼすという形で考えております。そこでお伺いしたいのは、まず官民格差をなくすということで給与の是正が行われてきていますが、まず町長にお伺いしたいと思うのですが、不況の原因というのはやっぱり国の政策の誤り、ここに大きな原因があると思います。仮にこの給与を下げたとしても際限なく切り下げなくてはならないという状況で、説明でもあったようにこの平成11年から4年間連続引き下げという形で地域の経済にも大きな影響を及ぼしているものと考えますが、町長はまずこの点についてどのような考えをお持ちなのかお伺いいたします。

次にこの4年間の連続引き下げで当町においては今回の3900万と併せて総額でどのくらいの減額要素になったのかお伺いいたします。更にお伺いしたいのは扶養手当の改定の問題で確かにプラスマイナスゼロという形になっていると思いますが、しかしその他の扶養親族等においてこの該当する方々が何名いるのかその点。それと更にお伺いしたいのは今回のいわゆる給与の削減というのは、俸給を削減してそれを最終的には期末手当で調整するというで遡って削減という形になっていると思います。これだけ不況であえいでいるときにこれだけの削減を遡って行っていないということですが、最終的には遡って削減ということになっていますから本来であればやはり職員の生活給という立場から言えば少なくとも現行の町の独自の条例のもとで新年度からこれを施行するという形でも差し支えなかったというふうに思いますがこの点。私こういうものもすべて合わせてやはり厚生年金やあるいは保険料等の負担率もどんどん引き上げられてきている。来年に至っては医療費の改悪やまた保険料の利用者の個人負担率の負担がどんどん引き上げられるという状況の中で更に経済が悪化するし、地域の経済もどん底に

落とすようなそういう形になるのではないかとこのように考えているわけです。そういう意味では確かに部分的には町職員の給与を守るかのように見えるけれども、しかしそれは地域の経済を下支えさせるという点でも今回の給与条例の改定というのはまさに地域の経済のマイナス要因をもたらすものだというふうに考えていますが、この点も含めて担当の職員の方、そして町長の見解を求めます。

更に交付税が算入されている訳ですからこの分減額になるということであれば、どこかで返さなければならないという要素も当然出てくるかと思いますが、こういった財源の手当等についてはどのような措置がなされるのかこの点についてまずお伺いしたいと思います。

議長（平田喜臣君） 町長答弁。

町長（尾岸孝雄君） 12番米沢議員のご質問にお答えさせていただきますが、他の部分については担当所管からお答えさせていただきます。

まずこの給与条例、減額条例ということですが、このことが地域経済に大きな波及を及ぼすのではないかと懸念であります。確かに一部においてはそういった懸念もなしということにはないだろうというふうに認識しておりますが、現在の経済情勢の中で物価が下がっていると、デフレ傾向の中におきまして従前のように国家公務員に準じた給与改正を実施しながら我が町におきましてはご案内のとおり国家公務員より2.数%ラスパイレスが上昇しているという現状にありましてやはり適正な賃金、また地域の労働者における賃金形態での整合性を考えていくときに我が町の公務員だけが賃金減額が生じないということには相成らんというふうに私は認識しておりますし、町の経済状況から判断してもやはり国の基準、国家公務員とのラスパイレスの適正な数値になるべき対応も今後重ねて実施し、取り組んでいかなければならないというふうに認識いたしております。そういうような観点からすると地域経済等々の問題も重要な課題であります。その件につきましては他の施策の展開も含めながら地域経済の活性化に寄与すべく考えてまいらなければならぬというふうに思っております。

他のことにつきましては担当所管から答弁させます。

議長（平田喜臣君） 総務課長答弁。

総務課長（田浦孝道君） 米沢議員の2点目のご質問であります4年連続の関係でトータルの影響はということでございますが、トータル的には金額的に把握はできてございません。本年度での年間ベースでの影響につきましては私ども3900万、これ減額ということですが3900万ということで試算をしております。11年から本年にわたっていわゆるボーナスの引き下げが行われてございます。本俸につきましてはただいま申し上げましたように本年初めてのマイナス改定でございますので、過去につきましては本俸の水準とボーナスの月数の引き下げということがありますことからそんなに大きな額が影響しているものとは思っておりませんが、いずれにしても本年度で3900万でございますので、それよりか少し程度超える額になるものと認識しているところでございます。

それと3点目の扶養手当の関係につきましては、ちょっと職員の実態をつぶさに把握をしていませんが、私ども今金額的にはこの今のそれぞれ職員の家庭事情をベースにしたときに金額の改定を用いますと金額にしまして100万程度というふうに試算をしております。配偶者がどの程度いて3人目以降の扶養親族がどの程度いるかについては、今持ち合わせしていませんのでご理解いただきたいと思っております。

それと4点目の結果としましての実施時期の関係であります。町長は以前から我が町の職員の給与の水準の目安として公務員の水準をひとつの基準としてございます。その考え方と国のいわゆる法案を改正した経緯を踏まえ、やはり国と同じ措置をとることがベターであるという判断のもとに新年度からの適用については考慮されてございませんのでご理解願いたいと思っております。

以下については助役のほうからご答弁でございます。

議長（平田喜臣君） 助役答弁。

助役（植田耕一君） 米沢議員のご質問にお答え申し上げたいと思っておりますが、いわゆる財源措置の関係でございますが、現行、給与の関係につきましては交付税の中で措置されている状況でございます。ただいま総務課長のほうから申し上げましたとおり、所要額としては3900万ということになってござ

います。交付税の中でどれくらい算定されているかということですが、概算的には4000万ちょっとくらいになるのではないかと、そうしますと実施内での状況になりますと、今国のほうにおきましてはこの所要を交付税の減額を措置したいということで一貫して流れてきてございます。今11月の30日が最終の交付税の交付となります。この最終の交付税について減額するよという通知はございません。ただ国の方で言われているのは、これで交付税の法算定の中でやるか、あるいは臨時財政対策債の中で調整を加えるかもしれない、そういうような情報をいただいております。そういう中で11月30日、既に間近でするのでその措置については通知を受けていませんのでおそらく臨時財政対策債の中での調整があるものというように理解しております。ただ私ども、これは期待で申し上げるのですが、今国の方でこういう景気が悪いということで補正の措置の状況が情報として得ております。過去の例の中で、その辺のところいわゆる給与の減額分については、次の経済対策の中で何とか市町村にこのまま減額しないで、景気対策の中でそういうものを使えというような例もございましたので、私どもとしてはそういうことをできれば期待したいというようなことで思っております。でもこれは最終的に国が判断するものでございますので、現在におきましては減額の方針というのがまだ消えておりませんので、そのようなことで受け止めております。

議長（平田喜臣君） 12番米沢議員。

12番（米沢義英君） 今の説明にもありましたが、交付税は当然返さなければならないと、しかしそれは特例債が何かわからないけれど景気浮揚策という形の中でくるのではないかと、期待感もあるということなんですが、不透明だということでもあります。今の国の実態や地方の実態というのは、今の国の景気浮揚策そのものが全部が全部悪いとは言いませんが、総体的に見たらやはり農業にしても商業にしてもその打つ手立てが遅いものだからどんどん後退していくという状況になっているわけです。そこにもってきて各種の保険料やその他の負担が伴えば、当然その分の可処分所得そのものやはり新聞、国の調査でも明らかになっているように下がってきていると、その上になおかつ職員給与の本俸が引き下げ

られるということになれば、更に追い討ちをかけるという状況だと思います。更に扶養手当についても当然3人目という点においてはおそらくそう多くの家庭環境の中ではないという状況ですから、当然100万ばかり下がるというような試算が出てくるんだろうと思います。国はこういうふうに手法を一方で同額引き上げたかと思うと一方でこれに該当しないような政策展開をして、やはり暮らしを後退させるような今回の給与制度の改定だと私は思っているわけです。この点についてはもう一度町長はそういう今回の給与改定というのはそういうもんだと私は思うのですが、町長の印象としてはどのようにお考えか。

それと町長は今の答弁の中でこれに変わる景気対策ということをおっしゃいました。これは非常に重要なことでありまして、この景気対策と併せたこの給与の減額対策の中で地域にどのような経済効果を町としてもできる限りの方法で今求められてやるのかということが求められているわけです。この点については言葉だけではだめですから、どのような景気対策を行うのか併せてお伺いしたいと思います。

それと当然職員組合にしても職員の方にしても不利益を被るのは当然だというふうな認識は当然だと思うわけです。当然本俸が削減されてその分手当てで調整されるということでもありますから、まさに生活そのものがやっぱり大変な、余裕ある生活が困難になっていく、そういう状況に対して不満であるし、納得できないという声ができるのも当然だというふうに思いますが、もう一度この町長と職員組合の交渉の中でこういう問題が当然でできたと思いますが、この点についての内容についてお伺いしたいというふうに考えています。

議長（平田喜臣君） 町長答弁。

町長（尾岸孝雄君） 私が一部お答えさせていただきまして他には助役から答弁いたさせます。

まず国の施策につきましては、議員のご質問にありますように私といたしましてもすべての国の施策が良かったというような認識はもっておりません。やはり一部におきましては農業施策にしる経済施策にしる一部には後手に回る部分もあるし、問題として残らうる部分もあるなというふうに認識しており

ます。

そういう中にありましてこういう経済情勢にあるわけでありまして、国家公務員及び地方公務員の人員費につきましては従前の右肩上がりの中である程度高騰しているのは事実であります。現状に我が町の労働者の方々の年間平均賃金と町職員の年間の賃金と比較いたしましても大きな差があるということは事実であります。そういう中にありまして今回組合との交渉の中で本俸にマイナスというような人事院勧告、国公に準じた対応にあたりましては、職員の皆さん方も非常に厳しく受け止めているというのが事実であります。団体交渉の中でも職員はこの問題に対しましてこういう経済情勢、こういう実態の中で、ある面ではやむを得ない給与改正という認識をある面ではもちながらもやはり減額措置という対応につきましては、職員として納得しがたいという部分は十二分に私自身も理解するところでありますし、職員もそういう中にありながら苦肉の判断をさせていただいたと、要はこの問題について職員からも本日、実行使の通告もいただいております。しかし団体交渉の中で、こういう実情ということを十分認識した中で職員は英断を振るって実行使を中止し、そして私どもが議会で提案するこの条例についても暗黙のうちに理解を示していただいたと、この職員のこの英断に対しましては私は感謝を申し上げているところであります。

そういう状況の中でやはり減額措置をされるということは、それ相応に地域経済に及ぼす影響というものも生じてくるということは十分認識しているところでありますが、今年度商工会さんから申し出のありました年末年始における対応としての施策の展開を既に打ってありますので、そういったものを含めながら今後の地域経済の活性化のために努めていかなければならんと思っております。ただ単に我が町の職員2百数名の対応の中で大きく地域経済に波及するのがどの程度に生じてくるのかということについては、まったく不可能であり議員の質問にございましたように、この職員が我が町の地域経済をどれだけ支えていただけるかということについてはなかなか不透明な部分があるというふうに私としては認識いたしております。

議長（平田喜臣君） 12番米沢議員。

12番(米沢義英君) 今、町長もおっしゃいましたが、今の景気というのはどちらに向かっているかということとは不透明な部分、この間町においても職員等の諸手当の見直し等もやってきているわけです。まったくしてこなかったという話では町長もご存知だという風に思います。そこへもってきて更に追い討ちをかけるこの俸給の削減等、給与等が見直しというのはやはり再三言いますが、暮らしや経済にも大きな影響を及ぼすということは、間違いないわけですから、こういった点で私は改めていかに国においても地域の実情を見ない、そういった展開であるかということと同時にやっぱり一般の方においても各階層それぞれが地域の経済を支えているわけですから、そういう総合の流れの中でこのお金が回って経済が動くところを、今更にいわゆる動脈硬化を起こそうと、更にそれを縮めてしまおうということをやって、そういった意味で町においても独自の条例を設けるなりしながら、やはりこういった給与の削減についても部分的には認めざるを得ない部分も職員の方はあると、苦肉のいろんな頭を悩ませているのかと思いますが、そういう意味では私は改めてこの不当な条例改正には当然納得できるものでありませんし、またこの地域経済に及ぼすいろんな悪影響を考えた場合には、やはりせめても新年度からこういう問題については適用する、あるいはそういうなんらかの対策というものも当然講じて、町独自としてこういう政策展開をやりますよと、国にただ準じて国が行うから町もその方針に準じているからやるというのではなくて、独自色を更に僕は出すべきだというふうに考えておりますが、改めてこの点についての経済対策ということでの商工会の打つ手も打ったということ言っていますけれど、まだまだ足りない部分もたくさんあると思いますが、町長の見解を更に求めておきたいと思います。

議長(平田喜臣君) 町長答弁。

町長(尾岸孝雄君) 12番米沢議員のご質問にお答えさせていただきます。

基本的に今地方自治の財政というのは厳しくなってきました。その中で一向に右肩上がりです上昇しているのが人件費でございます。過半も町民からご指摘いただきました。中期財政計画の中で人件費は聖域かと、また議員の皆さん方の中からも中期財

政計画の中で人件費だけは右肩上がりです上がっているのではないかとというようなご指摘をいただいているところでありますが、今後私といたしましては、これらの部分につきましても聖域ということではなくてやはり削減に向かって努めていかなければならんと、今職員に申し上げますのは、13年度初期からご提案申し上げておりますラスパイレスの削減策、軽減策、これと連動した中での厳しい職員の状況でございます。しかし私といたしましては平成15年の4月1日にラスパイレスの削減についての対処を予算措置するぞということをご前提としながら、今回の給与改正の交渉を同時に進めさせていただいておるところでありまして、これらに対し職員組合は非常に厳しく現状を認識をされながら苦肉の判断をしていただいているというようなことで、私といたしましてもこれからこの人件費につきましても、地域経済に及ぼす影響ということも十分認識しながらも、町の財政状況を見極めながら対処していかねばならない課題であるというように認識しております。

議長(平田喜臣君) 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

議長(平田喜臣君) なければこれをもって質疑討論を終了いたします。これより議案第1号の件を起立により採決いたします。本件は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立者多数)

議長(平田喜臣君) 起立多数でございます。よって議案第1号の件は原案の通り可決されました。

日程第4 議案第2号

議長(平田喜臣君) 日程第4 議案第2号企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長(早川俊博君) ただいま上程いただきました議案第2号、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案の趣旨をご説明を申し上げます。

国家公務員の給与が人事院勧告に基づきまして、

改正されることに伴いまして企業職員におきましても国との均衡を保つため、3月期の期末手当及び特例一時金を廃止しようとするものでございます。

以下議案の朗読を持って説明に変えさせていただきます。議案第2号企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例、(昭和45年上富良野町条例第10号)の一部を次のように改正する。第13条中「、3月」を削る。これにつきましては、期末手当の分でございます。附則第2項及び第3項を削り、第1項の項番号を削る。第2項、第3項につきましては特例一時金の分でございます。附則、この条例は、平成14年12月1日から施行する。ただし第13条の改正規定は、平成15年4月1日から施行する。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議を賜りましてお認め下さいますようよろしくお願い申し上げます。

議長(平田喜臣君) これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。12番米沢議員。

12番(米沢義英君) これ前段の条例改正と同じですが、今回扶養手当等の改定に該当する職員等というのは何名おられるのか。当然企業職員等という形におかれましても、前段言ったようにやはり経済的にも大きな影響を及ぼすということは明らかでありますから、この点についても納得できるような条例改正ではないわけであります。そういう意味で今回のこの2名の影響額等については、所用額等も含めてどのように判断されているのかお伺いいたします。

議長(平田喜臣君) 上下水道課長答弁。

上下水道課長(早川俊博君) ただいま12番米沢議員のご質問にお答えさせていただきます。いずれにしてもこの手当て関係につきましては、上富良野町の職員の給与条例に基づきまして、準用するという形になってございますけれども、その扶養手当の関係の削減といいますが、金額につきましては現在手持ちというか、減額要素の人数及び金額につきましては、今現在手持ちの資料としては持ち合わせておりませんので、後ほどまたご返答したいと思います。

扶養手当の該当職員につきましては5名ということでございます。

議長(平田喜臣君) 暫時休憩いたします。

午前	10時44分	休憩
午前	10時45分	再開

議長(平田喜臣君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。総務課長答弁。

総務課長(田浦孝道君) 米沢議員の企業職員の関係でございますが、人数につきましては上下水道課長のほうから申し上げましたので、私のほうで額、会計別の額につきまして申し上げますが、町全体では3900万というふうには把握していますが、そのうち40万程度、これ会計の中のそれぞれの要素を全部包含した金額ということでご理解いただきたいと思いますが、40万程度ということでご理解いただきたいと思いますが、それと考え方につきましては、上下水道課長が申し上げましたように細部等につきましては、いわゆる町の職員の条例に全部準拠するというので、考え方等につきましてもそういうことをもって対処することが基本となっておりますのでご理解を頂戴したいと思います。

議長(平田喜臣君) 再質問があれば賜ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(平田喜臣君) よろしいですか。他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(平田喜臣君) なければこれをもって質疑、討論を終了いたします。これより議案第2号の件を起立より採決いたします。本件は原案の通り決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立者多数)

議長(平田喜臣君) 起立多数であります。よって議案第2号の件は原案の通り可決されました。

日程第5 議案第3号

議長(平田喜臣君) 日程第5 議案第3号特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の件を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（田浦孝道君） ただいま上程されました議案第3号特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

先ほどご議決をいただきました職員の給与に関する条例に基づきます水準と町長、助役など常勤特別職並びに議会議員のそれぞれの水準を図る必要から関係する条例を一括して改正するものであります。

それでは議案の条文ごとにその内容を要点簡単にご説明いたします。町長など常勤特別職に支給する期末手当に関しましては、第1条と第2条に区分して改正を行います。まずその第1条では平成14年度の期末手当の年間の総支給割合を現行100分の470から100分の5を引き下げまして100分の465といたしますが、この引き下げにつきましては3月分で行います。また平成15年度から3月支給分を全部廃止するための経過措置としまして、本年度は3月支給割合の一部100分の30を12月に移行させます。このことによりまして本年度の3月分の支給割合につきましては、100分の55から100分の20となり、一方12月の支給割合は100分の210から100分の240となります。次に第2条では、平成15年度から3月支給分を全部廃止するための条文の改正を行っております。併せまして3月分の支給割合100分の20を6月分に移行することで、年間の総支給割合は平成14年度との率100分の465となるところでございます。次に第3条及び第4条では議会議員に支給する期末手当に関しまして、町長など常勤特別職と同じ内容とするためのそれぞれの条文の改正を行っております。ただいま申し上げましたように、それぞれ条文ごとに平成14年度から適用されるものと平成15年度から適用されるものに分かりますことから、附則におきましては、施行期日を分けてございます。

以上が改正内容でございます。ご審議賜わりまして原案をお認め下さいますようお願い申し上げます。

議長（平田喜臣君） これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。12番米沢議員。

12番（米沢義英君） 従前でしたらこういう改定についてもすぐ賛成する方向にあったと思います。しかし今現行では、やはり経済が落ち込むという状

況の中で、この水準を下げることによって更に相当なバランスが崩れるという、いわゆるどん底のところまで落ち込んでいると。そういう中において、特別職の給与等といえども、やはり一定の生活する分の給与水準を保つということも必要な時期ではないかと。それぞれ努力もしている行政に携わって削減等もこの間やってきておりますが、しかし今こういう状況の中でこの給与等の改定が、更にいわゆる改悪がなされることによるマイナス要素の方が私は更に心配する部分であります。

そういう意味では今回の条例というものについても、この提案についても国に準じたということではありますが、しかしその影響等のことも含めた中で現行水準でいくべきことが妥当ではないかというように思いますが、この点について改めて改正することなく改正前の水準に戻すべきでないかというように思いますが、この点についてお伺いいたします。

議長（平田喜臣君） 助役答弁。

助役（植田耕一君） 米沢議員のご質問にお答え申し上げたいと思います。

町長先ほどの一般職の給与条例の中でもうしあげてるとおり、いわゆる経済的には非常に厳しい状況にはございます。しかしながら自治体の財政におきましても、非常に厳しい状況を迎えてございます。また今回の提案におきましては、一般職との均衡を図るということを目的にもしてございますので、そういう点総合的に勘案しまして特別職におきましてもやはり一般職に準じた中で、水準を保つことで改正を図りたいというふうに思っております。

ただ特別職、われわれ町長、助役、収入役等につきましてはこの給与の問題につきましては、住民の方々からのご意見を伺う中で報酬審議会等もございます。その皆さんのそういうご意見を伺いながら、この辺のところも視野に入れながら取扱いをしていきたいと思っておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

議長（平田喜臣君） よろしいですか。他にございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

議長（平田喜臣君） なければこれをもって質疑、討論を終了いたします。これより議案第3号の件を起立により採決いたします。本件は原案のとおり決

することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立者多数)

議長(平田喜臣君) 起立多数であります。よって議案第3号の件は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第4号

議長(平田喜臣君) 日程第6 議案第4号山加川改修工事(H14 国債)請負契約締結の件を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。道路河川課長。

道路河川課長(田中博君) ただいま上程いただきました議案第4号につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本工事は防衛施設庁所管の補助事業としまして実施しております。本工事の工事概要としまして、施工延長880メートル、主要構造物としまして積ブロック工延長1301メートル、橋梁工2基、落差工15基などが主なる工事内容でございます。

次に本議案につきましては、平成14年度より改正しました上富良野町共同企業体取扱要綱の規定に基づきまして、共同企業体の自主結成に向けました資格申請要綱を10月1日に告示、5つの共同企業体の申請を受理したところであり、当該地元業者を含む5企業体を指名いたしました。11月19日入札を行った結果、大北・小渡特定共同企業体が2億4900万円で落札し、消費税を加算いたしまして本議案の2億6145万円であります。参考までに2番札は高橋・遠藤特定共同企業体の2億5030万円であります。また、本工事につきましては、予定価格事前公表の試行実施としまして公表を行っております。落札率につきましては、97.65%でございます。

以下議案を朗読して提案理由の説明に変えさせていただきます。議案第4号山加川改修工事(H14 国債)請負契約締結の件、山加川改修工事(H14 国債)請負契約を次により締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。記、1、契約の目的、山加川改修工事(H14 国債)。2、契約の方法、指名競争入札による。3、契約金額、2億4165万円。4、契約の相手方、大北・小渡特定

共同企業体、代表者、富良野市本町8番5号、大北土工工業株式会社、代表取締役社長、荒木毅、上富良野町中町3丁目5番25号、株式会社小渡工務店、代表取締役、小渡一蔵。5、工期、契約の日から平成16年2月20日。

以上で説明を終わります。ご審議賜わりましてご議決下さいますようお願い申し上げます。

議長(平田喜臣君) これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。17番小野忠君。

17番(小野忠君) 河川課長に一応伺いたいと思います。まず山加川改修工事、これは今10年くらいになっていると思いますが、これらに今まで入札されました会社、一覧表を提出していただきたいと思います。わかりますか。

次に甲と乙との工事の請負の比率が前回もいろいろ問題となっていました、この比率はどのようにご指導されて今回お決めになったのかちょっとその点もお伺いしたいと思います。

次3点目、まず乙は今までペーパー工事で参加していない。ペーパーをもって工事に参加をしていない。今回は工事に参加するののかしないのか、この点を明確にお答えいただきたいと思います。

それから4番目、各甲と乙には技術主任が参加しなければならない、このようになっています。これに対してまず技術主任の名簿の提出をしていただきたいと思います。

以上で終わります。

議長(平田喜臣君) 道路河川課長。

道路河川課長(田中博君) 17番小野議員のご質問にお答え申し上げます。

1番最初の今までのこの工事に要しました会社の名称でございますけれど、これにつきましてはちょっと今手元にございませんで後ほどお示ししたいと思います。業者につきましては、公表していますけれど、過去の部分につきましては今ちょっと年数がかなり経っておりますので、ちょっとその分につきましては今手持ちもありませんし、その公表以前のものにつきましてはできないということでご理解願いたいと思います。

それから比率でございますけれど、7対3、代表者のほうが7でサブジョイントの方が3ということ

でございます。

それから3番目の乙がペーパーではないかということでありまして、昨年から厳しく指導いたしまして、今回もそのようなことがないように一層努めてまいりたいと、そのように思っております。

それから甲乙の現場代理人及び主任技術者の件でございますけれども、これにつきましては通常代表者の方が現場代理人で、乙のほうが主任技術者ということで仮契約の段階で主任技術者の確認ということではしております。後日、本契約が終わりました時点で契約しますので、その後着手届で確認をいたしたいと思っております。

議長（平田喜臣君） 17番小野議員。

17番（小野忠君） 今なんかちょっと古いんだからわからないんだということなんです、古いからわからないことはないと思うんですよね。古いからわかるんであって。

それからまずこの比率なんですけれども、前回もいろいろ私質問の中で助役さんにいろいろ質問されて、一応7.3というものに対しても今後も見極めていかなければならないのではないかとこの質問もあつたと思うんです。それで結局このままでいきますと、またもやペーパーとしてこの2億何千万ですか、これがまた、ペーパーでいくと200万くらいの、仕事をまったくしないで200万円いただくわけなんです。これらは必ずまた行われるんだという確約が、絶対今後はないんだという確約はできますか。今までこれは私は断じていつてきたはずなんです。……………これが本当に確実に守られるかどうかこれは完全なご答弁をもらいたいと思っております。

それから技術主任の問題ですが、技術主任の問題については、まず甲は技術主任は1人、それから乙は副技術主任として求められているのはこの工事契約です。この工事契約の第8条の中に示されています。……………まったく誰もいわない、誰も聞かない、しゃべらない、ですから今まではこのような体制がもうずっとここ10数年間続いているんでないですか。これはもう絶対

認められない時代。

それから7.3といいますと、まず町長、雇用問題をもう少しお考えになったらどうかと思うんですよ。7.3でいくならば、雇用はないんですよ。それで全然この乙の方の企業の方は、雇用していない。そういう入札の仕方もあるのかなと私は、言って悪いか、言葉が悪いから、言葉がいいか悪いかわかりませんが、それでは雇用がなくなっていいんですよ。それでどうかといえば、乙の方々は仕事がない、困ったもんだ、このような意見が多く出されているわけなんです。ですからやっぱり雇用も考えて入札制度を考えていただければ、またもや同じ契約になってしまうと思いますよ。まず私は技術指導員のきちんとした名簿を作成いたされまして、そして必ず現状に出て仕事をさせていただくと、これは私たちこれから目を見はらって見なくてはならないと思っております。

それとペーパー問題です。これは絶対に、絶対ないんだということをご答弁をいただきたいと思っております。

議長（平田喜臣君） 助役答弁。

助役（植田耕一君） 小野議員のご質問にお答え申し上げたいと思っております。

いわゆるペーパーということでございますけれども、私ども基本的にそういうことにつきましては、建設業法で禁止されているわけでありまして、そういうことでこういうことはないものと思っております。事実的な状況について、議員がどの程度の証があるのか私どもは承知はしておりませんが、私どもといたしましてはこの関係につきましては、適正にやっていると思っております。ただ一部にそうやって疑わしきという点にありましては、議員も過去からこの点のことを指摘をいただいておりますので、私どもといたしましてもこの契約にあたりましては、そういう状況については、やはり適正に疑惑をもたれない中でやっていただきたいということで厳しく指導いたしているところでございます。

また、出資割合の関係でございますけれども、雇用が云々ということでございますけれども、基本的にはこの工事の発注の問題というのは、原則的には単体発注ということが原則でございます。こういう特定企業体を構成してやる場合については、2次のな要

素として地域振興という点も図りながらこういう措置でやっているのが現状でございます、そういう中で当然議員が言われる雇用対策等につきましても、その中で町民の皆様が働く場を得れるというようなことでは十分配慮していかねばならないと思っております。この点につきましてもそれぞれ施工する業者につきまして、そういう配慮ができるようにというような指導をいたしているところでございますので、その趣旨に沿ってやっていただくことを今後ともご協力をいただくようなことで指導してまいりたいというふうに思っておりますので。

それともう1点、先ほどありました資料の提示でございますが、この場ですぐというふうにはなりませんので、それらについては資料としては過去の経緯等については、調べればできますのでしかるべきことで公表できるような対処をしていきたいというふうに思っております。

また主任技術者等の関係につきましても、これらにつきましても当然契約の段階で業者側に義務付けされているわけでございますので、その報告がなされるわけでございますので、これらにつきましてもその公表への閲覧等の請求があれば、いつでも請求に応じて公表できるというふうに私も思っておりますので、そういう点でご理解をいただきたいと思っております。

議長（平田喜臣君） 17番小野議員。

17番(小野忠君)

議長（平田喜臣君） 助役答弁。

助役（植田耕一君）

議長（平田喜臣君） 暫時休憩いたします。

午前	11時11分	休憩
午前	11時52分	再開

議長（平田喜臣君） 休憩前に引続き会議を開きます。ただいま議案第4号の質疑の中におきまして、17番議員からの3回の質問がありましたが、特別に再度の質問を、発言を許します。17番小野議員。

17番(小野忠君) ただいま私の不適切な質問、すべてという質問に対しては削除していただきたい。今後ともこの工事契約につきましても、厳正な執行をしていただきたいと思っております。一応私の質問は終わります。

議長（平田喜臣君） ただいま17番小野議員からの質問につきまして、発言の一部取り消しといたしますが、訂正の申し出がありました。関連いたしまして助役の答弁等においても関連がございます。ここで皆様方にこの17番小野議員の一部質問に対するその助役の答弁ともに取り消しをさせていただくということでご了解いただきたいと思っておりますが、いかがでございますか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

議長（平田喜臣君） よろしゅうございますか。それではそのように取り扱うことに決しました。

引き続き議案第4号についての質疑を行います。3番福塚議員。

3番（福塚賢一君） ただいま提案されている本件にあって、契約金額、工期等から考えまして契約

の中で中間払いの考え方が表現、内容にあるかないか、その点まず伺いたいと思います。中間払いされるのかされないのか、されると私は理解しております。

とするならば、支払い代金については、国から、国に対して防衛施設庁に対して概算払いの申請をしてそして支払うのか、あるいは最後工事が終わるまでその概算払いは該当しないのか、ということは財政を思うときに資金繰りが大変でいわゆる一借りをするとすれば、それだけ町の持ち出しがあって町の利益にはならないと。災害河川改修の目的からいけば高い評価をされるかもしれませんが、その点一借り借りて利子を払っていくのであれば、概算払いを受けて工事の進捗を図られたほうが効果的でないかと思う観点から、お尋ねをしたいと思います。以上です。

議長（平田喜臣君） 道路河川課長答弁。

道路河川課長（田中博君） 3番福塚議員のご質問にお答え申し上げたいと思います。

1番目の中間払いの件についてでございますが、これにつきましては国債事業でありますので、14年と15年にまたがっております。それで国のほうからこの全体の金額につきまして、平成14年においては2割、平成15年におきましては8割という支出の割合が明示されております。その関係上この契約金額でいきますと、6100万前後くらいになるかと思っております。これにつきましては仮契約の段階で代表者と打ち合わせをした中では、前払い金をいただかないで2割相当分3月31日までに完成しますので、そのときに支払いをしていただきたいと、前払いなしの、これが事実上の請負になります。部分払いになります。それで15年度分につきましては、精算払いということになっております。

それから代金につきましても100%でございますので、14年度分につきましても15年度分につきましても、できた時点で防衛施設局のほうに申請して支払いをうちの会計にさせていただくと、そういうことで一借りとかがそういうことにはならないように進めております。以上でございます。

議長（平田喜臣君） 助役答弁。

助役（植田耕一君） 3番福塚議員のご質問でございますが、今、河川課長の関係の資金繰りの関係で

ちょっとご理解賜わってきたいなと思いますけれど、議員も過去経験されておりました、非常にこの障害防止事業というのは大きな額で町の一般会計の予算の中で、こういう大きな事業というのは目立つものですから、そういう中で資金繰りの点で頭を悩ますという面が出てくるわけでございます。過去この障害防止事業等につきましては、国の事業の委託というような中でやってございまして、その取り扱いについて防衛庁ともいろんな町のほうでも資金繰りで困ることもありますよというようなことを過去にも申し上げて、この辺のところについてもできるだけ配慮いただくようなことで、お願いをしている経緯がございまして、基本的には中間払いでやればその辺のところは解消になるのですが、国の方の防衛庁の関係で精算払いの方法ということでいわれておりますので、その辺町としてもできるだけその見返りは調整交付金だとかそういうところでなんか見ていただけるようなということで、要望も申し上げている経緯もございまして、その点でご理解を賜わっておきたいと思っております。

議長（平田喜臣君） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

議長（平田喜臣君） なければこれをもって質疑討論を終了いたします。

これより議案第4号を起立により採決いたします。本件は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（平田喜臣君） 起立多数であります。よって議案第4号の件は原案のとおり決しました。

閉会宣告

議長（平田喜臣君） 以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。これにて平成14年第4回上富良野町議会臨時会を閉会いたします。

午前11時59分 閉会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なる事を証するため、ここに署名する。

平成 1 4 年 1 1 月 2 2 日

上富良野町議会議長

平 田 喜 臣

署 名 議 員

福 塚 賢 一

署 名 議 員

笹 木 光 広